

別海町議会会議録

第1号(令和5年12月11日)

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 議案第75号 | 令和5年度別海町一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第 8 | 議案第76号 | 令和5年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 9 | 議案第77号 | 令和5年度町立別海病院事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第78号 | 令和5年度別海町水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第11 | 議案第79号 | 令和5年度別海町下水道等事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第12 | 議案第80号 | 別海町光ファイバ整備基金条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第81号 | 別海町子ども・子育て応援基金条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第82号 | 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第83号 | 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第84号 | 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第85号 | 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第86号 | 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第87号 | 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第88号 | 別海町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第89号 | 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第90号 | 別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 2 3 議案第 9 1 号 別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 9 2 号 工事請負契約の締結について（根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事）
- 日程第 2 5 議案第 9 3 号 工事請負契約の締結について（中西別上風連線改良舗装工事）
- 日程第 2 6 議案第 9 4 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町児童デイサービスセンター）
- 日程第 2 7 議案第 9 5 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町酪農工場）
- 日程第 2 8 議案第 9 6 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町農漁村加工体験施設）
- 日程第 2 9 議案第 9 7 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町資源循環センター）
- 日程第 3 0 同意第 3 4 号 別海町教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 1 報告第 1 5 号 専決処分の報告について（町道泉川第 1 地区零号線改良舗装工事）
- 日程第 3 2 報告第 1 6 号 専決処分の報告について（役場庁舎北東面外壁改修工事）
- 日程第 3 3 報告第 1 7 号 専決処分の報告について（町道別海商工団地中央通線改良舗装工事）
- 日程第 3 4 報告第 1 8 号 専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員会報告
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 提出案件の概要説明
- 日程第 7 議案第 7 5 号 令和 5 年度別海町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 8 議案第 7 6 号 令和 5 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 7 7 号 令和 5 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 7 8 号 令和 5 年度別海町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 1 議案第 7 9 号 令和 5 年度別海町下水道等事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 2 議案第 8 0 号 別海町光ファイバ整備基金条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 8 1 号 別海町子ども・子育て応援基金条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 8 2 号 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 8 3 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第16 議案第84号 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第85号 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第86号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第87号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第88号 別海町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第89号 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第90号 別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第91号 別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第92号 工事請負契約の締結について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）
- 日程第25 議案第93号 工事請負契約の締結について（中西別上風連線改良舗装工事）
- 日程第26 議案第94号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町児童デイサービスセンター）
- 日程第27 議案第95号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町酪農工場）
- 日程第28 議案第96号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町農漁村加工体験施設）
- 日程第29 議案第97号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町資源循環センター）
- 日程第30 同意第34号 別海町教育委員会委員の任命について
- 日程第31 報告第15号 専決処分の報告について（町道泉川第1地区零号線改良舗装工事）
- 日程第32 報告第16号 専決処分の報告について（役場庁舎北東面外壁改修工事）
- 日程第33 報告第17号 専決処分の報告について（町道別海商工団地中央通線改良舗装工事）
- 日程第34 報告第18号 専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）

○出席議員（16名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 市川聖母 | 2番 吉田和行 |
| 3番 高橋眞結美 | 4番 伊勢徹 |
| 5番 貞宗拓雄 | 6番 宮越正人 |
| 7番 横田保江 | 8番 田村秀男 |
| 9番 小椋哲也 | 10番 外山浩司 |

11番 今 西 和 雄
13番 中 村 忠 士
副議長 15番 戸 田 憲 悦

12番 松 原 政 勝
14番 佐 藤 初 雄
議長 16番 西 原 浩

○欠席議員（ 0名）

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三
教 育 長 相 澤 要
監 査 委 員 斉 藤 雅 美
農 業 委 員 会 会 長 信 夫 重 勝
福 祉 部 長 干 場 みゆき
建 設 水 道 部 長 伊 藤 一 成
会 計 管 理 者 入 倉 伸 顕
農 業 委 員 会 事 務 局 長 川 畑 智 明
総 務 部 次 長 寺 尾 真 太 郎
福 祉 部 次 長 小 川 信 明
生 涯 学 習 セ ン タ ー 長 他 福 原 義 人
総 務 課 長 寺 尾 真 太 郎
財 政 課 長 角 川 具 哉
西 春 別 支 所 長 他 小 村 茂
福 祉 課 長 石 戸 谷 友 絵
町 民 課 長 谷 村 将 志
老 人 保 健 施 設 事 務 長 渡 辺 久 利
農 政 課 長 皆 川 学
建 築 住 宅 課 長 外 石 昭 博
上 下 水 道 課 長 千 葉 宏
病 院 事 務 課 長 椋 木 直 人
学 校 教 育 課 長 他 池 田 卓 也
図 書 館 長 他 堺 啓
町 民 課 主 幹 西 田 和 弘

副 町 長 浦 山 吉 人
代 表 監 査 委 員 竹 中 仁
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 永 田 雅 夫
総 務 部 長 伊 藤 輝 幸
産 業 振 興 部 長 佐 々 木 栄 典
教 育 部 長 宮 本 栄 一
病 院 事 務 長 三 戸 俊 人
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 寺 尾 真 太 郎
福 祉 部 次 長 谷 村 将 志
建 設 水 道 部 次 長 外 石 昭 博
監 査 委 員 会 事 務 局 長 新 堀 光 行
総 合 政 策 課 長 松 本 博 史
税 務 課 長 竹 中 利 哉
尾 岱 沼 支 所 長 他 大 坂 恒 夫
介 護 支 援 課 長 高 橋 勇 樹
町 民 課 特 命 課 長 上 田 健 一
町 民 保 健 セ ン タ ー 兼 母 子 健 康 セ ン タ ー 長 小 川 信 明
管 理 課 長 松 田 勝 広
事 業 課 長 佐 竹 和 仁
上 下 水 道 課 技 術 長 袴 田 充 輝
学 務 ・ ス ポ ー ツ 課 長 他 斎 藤 陽
生 涯 学 習 課 長 木 戸 口 誠
税 務 課 主 幹 伊 藤 武 史
町 民 課 主 査 岩 光 理 代 子

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 干 場 富 夫

主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

6番 宮 越 正 人
8番 田 村 秀 男

7番 横 田 保 江

◎議長挨拶

○議長（西原 浩君） おはようございます。

令和5年第4回定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、年末を控え公私御多忙のところ御出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年、この席で、挨拶の冒頭、新型コロナウイルス感染者数は、「全国で日々10万人を超えている」と、お話をさせていただきました。

あれから一年、コロナは終息には至っておりませんが、感染予防のために、これまでの4年間、医師や看護師などの医療関係者、消防職員、町職員など、関係する皆様が一丸となって、ワクチン接種を進めていただきましたこと、そして町民の皆様が、感染防止対策に取り組んでこられましたことに、議会を代表して、改めて敬意を表するとともに、心より感謝を申し上げます。

コロナ感染症対策も、今年は、感染症法の位置づけの変更に併せて大きく変わり、日常における基本的な感染症対策は、自主的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねられるようになりました。

そのような中、町を代表するイベントにおいては、別海町産業祭が馬事競技会を含めて、4年ぶりに2日間日程で開催され、また、別海町パイロットマラソンは、秋味鍋の提供や親睦交流会が再開し、尾岱沼えびまつりも、4年ぶりに開催されるなど、町の活気にぎわいが戻りつつあると感じています。

また、スポーツにおいては、10月に開催された秋季全道高校野球大会で、別海高校野球部がベスト4入りの快挙を果たし、そのプレーする姿は、町民に大きな感動と誇りを与えてくれました。

この快挙により、来年3月に甲子園球場で開催される春の選抜高校野球大会の21世紀枠候補に推薦され、その選出と今後の活躍に大いに期待をしているところであります。

さて、本町では、少子高齢化や人口減少、社会保障対策、産業の振興策など、様々な行政課題の解決に向け、総合計画のもと、現在、新年度の予算編成作業が、進められていることと思います。

議会といたしましても、行政と十分に意思疎通を図りながら、建設的な議論を行い、地域振興施策の推進に一層努めなければならないと改めて思うところであります。

本年4月の改選で、新人議員5名を含む16名の議員が、町民の代表として、新たに選出されました。

私どもは、町民の負託に応えるべく、わかりやすい議会、結果を出す議会、開かれた議会、行動する議会を基本理念とした「第3期別海町議会活性化計画」を策定し、その方針をしっかりと確認しながら、職務に邁進し、町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与すべく、議員全員で力を合わせ、取り組んでまいります。

今年は、その取組の1つとして、地域課題である人口減少対策に対応するため、地域の方々から生の声を伺う地域めぐり懇談会を実施いたしました。

今後も、このような機会を設け、課題の解決に向け、町民の皆様と懇談を深めていきたいと思っておりますので、御理解と御協力の程をお願いいたします。

本日から開会する第4回定例会に提出される議案につきましては、後ほど、説明があり

ますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、議会本来の権限を十分に発揮し、適正で妥当な議決に至りますようお願い申し上げます。

師走を迎え、一段と冷え込みが厳しくなり、いよいよ冬本番となつてまいりましたが、議員各位には、ご自愛のうえ、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。

◎開会宣告

○議長（西原 浩君） それでは、会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、報道関係者の写真撮影と、パソコンの使用を許可しておりますので、申し上げます。

庁舎内は、ナチュラル・ビズ・スタイル、年間を通した働きやすい服装が実施されております。

議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、併せて申し上げます。

ただいまから令和5年第4回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

6番宮越議員。

○6番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番横田議員。

○7番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（西原 浩君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は、報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（小椋哲也君） はい。

それでは、報告いたします。

11月28日及び12月6日に開催いたしました議会運営委員会で、第4回定例会に係る運営等について協議をいたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

第4回定例会に町側から提出されております案件は、全部で28件であります。

内容は、令和5年度各会計補正予算が5件、条例の制定が2件、条例の一部改正が10件、工事請負契約の締結が2件、公の施設に係る指定管理者の指定が4件、教育委員会委

員の任命が1件、工事請負契約の専決処分の報告が4件であります。

これら、提出案件のうち、各会計補正予算の5件と議案第80号別海町光ファイバ整備基金条例の制定、議案第81号別海町子ども・子育て応援基金条例の制定を除いては、委員会への付託は省略し、本会議において、質疑・討論・採決すべきものとし、令和5年度各会計補正予算については、予算決算審査特別委員会に、議案第80号別海町光ファイバ整備基金条例の制定及び議案第81号別海町子ども・子育て応援基金条例の制定の2件については、新規条例ですので、総務文教常任委員会、福祉医療常任委員会に、それぞれ付託し、慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

なお、令和5年度各会計補正予算5件と議案第82号から議案第87号まで6件については、関連がありますのでそれぞれ一括議題とすることに決定しました。

工事請負契約の専決処分の報告につきましては、報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

第4回定例会の会期は、12月11日から12月15日までの5日間とし、初日には、町長提出議案の内容説明、質疑を行います。

2日目は、一般質問を行い、一般質問終了後から休会とし、広報・広聴常任委員会を開催します。

3日目は、令和5年度各会計補正予算の審査のため「予算決算審査特別委員会」を開催し、午後からは、産業建設常任委員会を開催します。

4日目は、総務文教常任委員会及び福祉医療常任委員会をそれぞれ行います。

5日目最終日は、第3回定例会で付託された令和4年度各会計決算認定を含めた付託案件の審査結果の報告と決算認定を含めた町長提出議案の討論・採決を行うことと決定しました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、中村議員、高橋議員、市川議員、横田議員の5名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規程に基づき通告順に行うことといたしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるよう、町民に分かりやすい簡明かつ明快な質問や答弁に配慮されますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、請願、陳情等についてであります。

請願、陳情等に係る対応については、慎重に協議いたしました。

その結果は、お手元に配付のとおりであります。

陳情等の写しは議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員発議案件であります。

現在、予定されております議員提出案件は1件であります。

内容は、北方領土問題の解決促進等を求める意見書案を戸田議員から提出するもので、定例会最終日に提案することになっております。

最後に、発言の機会の付与についてですが、町長ほか職員が議長の許可により議員の質問に対して論点を明確にするためのもので、議会の議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様に分かりやすくするために導入したものであります。

町長をはじめ執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願い

願いたいします。

以上で、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの5日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月15日までの5日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和5年第4回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、時節柄大変お忙しい中と存じ上げますけれども、御出席を賜りましたことに感謝を申し上げます。

定例会開会に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、11月21日に執り行われました「名誉町民 故 佐野力三元町長のお別れの会」についてでございます。

会には、御来賓をはじめ、約300名の方々に御出席いただき、在りし日の故人を偲び、哀悼の意を示すことができました。

御家族からも「父が亡くなったことに一区切りを付けることが出来ました。素晴らしい会をありがとうございました。」との言葉を頂戴しております。

議員各位におかれましても、御多忙の中御出席いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

師走に入りまして、本格的な降雪の時期を迎えておりますけれども、本年度の除雪体制につきましては、先月までに、26業者と契約を締結しており、町有車と民有車、合わせて80台の除雪体制を整えました。

降雪の予測も難しい状況ではありますが、近年は気象の変動が激しく、今年の酷暑を考えますと例年にはない状況になることも想定されておりますので、冬期交通の安全を確保し、町民生活、産業活動に支障を来さぬよう努めてまいります。

それでは、これから産業の動向について御報告いたします。

酪農畜産の情勢ですが、町内の生乳生産量は、本年1月から10月末までで、39万9,000トン、これは対前年比で94.1%となっております。

生産額では、442億3,000万円、これは対前年比101.4%となっております。

乳量は、酷暑の影響にもよりまして一時大幅な落ち込みになりましたけれども、10月に入りまして暑さも和らぎ、現在は、緩やかな回復傾向にあります。

乳価につきましては、生産コスト上昇などによりまして、今年度は二度、乳価が引き上げられ、1キロ当たり過去最高の約111円となりました。

一方、需給改善へ生産抑制を進める中、来年度につきましては、3年ぶりに減産を回避しまして、前年度当初計画と比較して1%増の生産目標を決定したところでございますが、生産資材の高止まりや記録的な酷暑の影響によります受胎率の低下など、酪農情勢を取り巻く環境は、さらに厳しさを増している状況にありますことから、今後も動向を注視する必要があると考えております。

続いて、本年度の牧草の収穫状況につきましては、気温が高い日が続いたこともありまして、一番草が平年より6日早く、二番草も平年より4日早く収穫を終了しております。

収量では、10アール当たり、一番草が2,356キログラム、二番草が1,210キログラム、合計3,566キログラムと、平年と比べ98.66%の収量となっております。

また、飼料用とうもろこしの収穫は、10アール当たり、露地栽培で、5,740キログラム、これは平年比107.5%と、台風の影響で適期を逃すようなことはなく、無事に収穫することができました。

なお、生乳生産農家戸数は、12月1日現在で、4戸が離脱し4戸が新規参入したことから、585戸となっております。

次に、水産業の状況についてです。

本町の太宗漁業であります秋サケ定置網漁は、11月21日で操業を終えましたが、本年は、川への遡上数を確保し卵の資源確保を図るために、自主規制によりまして網入れを10日間ほど遅らせた漁となりました。

漁獲数量は、野付漁協が対前年比88.4%の量で1,354トン、別海漁協が80.2%の524トン、町全体では86%の1,879トン、金額では83.6%の12億5,800万円となっております。回復の兆しが見えていた昨年を大きく下回る状況でございます。

町としましても、昨年来からの漁業資材の高騰に加え、不漁であった影響などを考慮し、漁家経営の安定のために、追加支援が必要であると判断をしております。

また、ホッカイシマエビ漁については、資源保護のため秋の漁を禁漁とした影響から本年1年間の実績では、漁獲数量は対前年比47.8%、量で11.7トン、金額では対前年比62.6%の7,348万円となったところでございます。

本年11月末日現在の町全体の水揚げ状況につきましては、数量で対前年比98%の2万73トン、金額では107%の77億3,200万円となりまして、ホタテの水揚げ減少に伴いまして、全体の数量は減少したものの、ホタテの価格上昇、これに基づくものとそれからニシンの水揚げが好調だったことから前年を上回る結果となりました。

なお、12月1日からは、冬期のホタテ漁が始まっております。

アルプス処理水の影響による中国への輸出停止の影響が今後出てくる見込みもありますので、市場の動向に注視していくとともに、町内の水産加工業者を支援するために、ふるさと納税をはじめとした水産加工品の流通強化に取り組んでいきたいと考えております。

次に、商工業と観光についてです。

11月末現在の主な中小企業振興事業の実施状況でございますが、開業支援・経営拡大助成等を目的としました起業家支援事業、これが4件で、昨年と比較して1件増となっております。

おります。

また、町内建築業者の受注機会確保を目的としました地域貢献中小企業支援事業、これは23件で、昨年と比較して1件減となっております。

これまで同様、受注の確保につながっていると分析はしております。

商店街活性化を目的としましたにぎわい商店街創造事業、これは6件の申請がありまして、昨年と比較して1件増でございます。

次に、観光ですが、10月末までの観光客入込み状況は、全体で31万4,000人、これは前年同期に比べ11万7,999人前後が増加しております。

コロナウイルス感染症が5類へ移行したことで、各種イベントが復活したことから、町内の観光施設にも波及し、全施設での入込みが昨年度を上回ったものと分析しております。

今後は、昨年も好評でありました冬期間の観光資源であります氷平線ツアーやアイス馬拉ソン等、これらにも期待を寄せているところでございます。

続いて、2点御報告いたします。

初めは、ふるさと納税についてでございます。

今年度も好調に推移しているふるさと納税ですが、本日、おおよそ100億円を突破することができました。

急増する寄付者のニーズに対しまして、これまで返礼品の確保に御協力をいただいております生産者、加工業者の皆様へ感謝を申し上げますとともに、この年末及び来年以降の返礼品の確保に向けまして、一層の協力をお願いするところでございます。

次に、先ほど、議長からも触れられましたけれども、第76回の秋季北海道高等学校野球大会におきまして、別海高校がベスト4に進出を果たすことができまして、大変嬉しいニュースでございます。

この成績を受けまして、来年度のセンバツにおける21世紀枠候補への選出が期待されておりますけれども、北海道地区候補として、12月8日に、見事、全国9校のうちの1校に選ばれました。

この勢いそのまま、来年1月26日に決まります21世紀枠、これは2校でございますけれども、これに選出されることを、大いに期待しているところでございます。

町としましても、経済的には、酪農、水産も大変厳しい時期ではございますけれども、町民が夢と希望を持つことができるためにも、できる限りの高校への協力、支援をさせていただきたいと考えております。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

◎日程第6 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第6 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（浦山吉人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（浦山吉人君） はい。

それでは、本定例会に提出をいたしました議案等につきまして、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程をされた際に、詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は議案が23件、同意が1件、報告が4件でございます。

まず、議案第75号は、一般会計補正予算になります。

支出見込額の精査に伴う減額がある一方で、見込みを上回る寄附が寄せられているふるさと応援制度推進事業の増額のほか、住民税非課税世帯等へ7万円を給付する物価高騰対応重点支援給付金給付事業、中国による日本水産物輸入停止や秋サケ漁低調の影響を受ける漁協関係者への支援事業、そして、小中学校へのエアコン等の設置に伴う実施設計費などの計上により、22億3,890万円を増額補正するものです。

議案第76号は、介護サービス事業特別会計補正予算で電気料などの高騰による増額があるものの、人件費を含む支出見込額の精査によりまして、70万円を減額補正するものです。

議案第77号は、町立別海病院事業会計補正予算で入院及び外来収益の見込額精査など、収益的収入で2,754万円の増額。

収益的支出では、電気料などの高騰による増額があるものの、人件費を含む支出見込額の精査により、4,314万6,000円を減額補正するものです。

議案第78号は、水道事業会計補正予算で児童手当支給に係る一般会計からの繰入額の増などにより、収益的収入で68万6,000円の増額。

収益的支出では、人件費の精査や企業債の支払い利息の確定などにより390万9,000円の増額。

資本的支出においては、人件費の精査により150万4,000円を減額補正するものです。

議案第79号は、下水道等事業会計補正予算です。

令和5年度消費税還付金見込額により、収益的収入で19万2,000円の増額。

収益的支出では、人件費を含む支出見込額の精査により、707万6,000円の減額。

また、農業、漁業集落排水事業費の変更などにより、資本的収入で490万5,000円の減額。

資本的支出で399万4,000円を減額補正するものです。

続いて、議案第80号別海町光ファイバ整備基金条例の制定については、町内全域に整備をした光ファイバ設備の今後における更新や大規模修繕の経費に備えるため、新たな基金を設置しようとするものです。

議案第81号別海町子ども・子育て応援基金条例の制定については、寄せられた寄附金を子ども・子育ての支援及び教育の充実にしている事業の財源に充てるため、新たな基金を設置しようとするものです。

議案第82号から議案第84号までの3件の一部改正は、令和5年人事院勧告に伴い、別海町議会議員、特別職及び教育長の期末手当をそれぞれ0.1か月分引き上げるため所要の改正を行うものです。

議案第85号別海町職員の給与に関する条例の一部改正は、同じく令和5年人事院勧告に伴い、職員の月例給を平均で1.1%、期末勤勉手当を0.1か月分引き上げ、本年4月1日に遡って支給するほか、新たに在宅勤務手当の新設について所要の改正を行うものです。

議案第86号及び議案第87号の2件は、会計年度任用職員に関する条例の一部改正となりますが、同じく令和5年人事院勧告に伴い、期末手当の支給割合を引き上げるほか、地方自治法の改正により、来年度から勤勉手当の支給が可能となることから、所要の改正

を行うものです。

議案第88号別海町ふるさと寄附条例の一部改正は、寄附者が希望する用途の項目に災害対応やデジタル化推進など、自治基盤の強化に資する事業を追加しようとするものです。

議案第89号別海町国民健康保険税条例の一部改正は、地方税法施行令の改正により、出産する被保険者等に係る国民健康保険税を減額する制度が設けられたことから、所要の改正を行うものです。

議案第90号別海町児童デイサービスセンター条例の一部改正は、地域の中核的な療育支援を担うセンターとして、子ども発達支援センター機能を追加しようとするものです。

議案第91号別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正は、電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、コンビニエンスストアなどに設置の多機能端末機を用いた印鑑登録証明書の交付について、個人番号カードの所持者に限り、新たに個人番号カードの機能を搭載したスマートフォンを用いて行うことが可能となることから、所要の改正を行うものです。

議案第92号及び議案第93号の工事請負契約の締結については、11月28日に入札を行った工事のうち、予定価格が1件5,000万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものです。

議案第94号から議案第97号までの4件は、公の施設に係る指定管理者の指定についてです。

令和6年3月31日をもって指定管理期間が満了する児童デイサービスセンター、酪農工場、農漁村加工体験施設、資源循環センターについて、令和6年4月からも、引き続き指定管理者による管理とするため、議会の議決を求めるものです。

同意第34号は、別海町教育委員会委員の任命についてです。

本町では4名の方を教育委員会委員に任命しておりますが、令和5年12月19日をもって1名の方が任期満了を迎えることから、新たな教育委員を任命いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

最後に、報告第15号から報告第18号の専決処分の報告については、工事請負契約の一部を変更する必要が生じ、専決処分を行ったことから、その内容について報告をするものです。

以上で、提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

本定例会に提出されております議案第82号から議案第97号までの16件及び同意第34号の合わせて17件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号から議案第97号までの16件及び同意第34号の合わせて17件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第75号から日程第11 議案第79号

○議長（西原 浩君） 日程第7 議案第75号令和5年度別海町一般会計補正予算（第7号）、日程第8 議案第76号令和5年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）、日程第9 議案第77号令和5年度町立別海病院事業会計補正予算（第1号）、日程第10 議案第78号令和5年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）、日程第11 議案第79号令和5年度別海町下水道等事業会計補正予算（第2号）の5件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

これらの5件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは、初めに、議案75号令和5年度別海町一般会計補正予算（第7号）の説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第75号の内容説明をさせていただきます。

別冊の令和5年度別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度別海町一般会計補正予算（第7号）。

令和5年度別海町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22億3,890万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287億7,820万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正。

地方債の変更・廃止は、「第4表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で、補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1款町税、4項で859万2,000円の増。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項で74万7,000円の減。

14款使用料及び手数料、1項で45万4,000円の増。

15款国庫支出金、1項と2項で1億1,643万9,000円の増。

16款道支出金、1項と2項で3,246万2,000円の増。

17款財産収入、1項で1,000円の減。

18款寄附金、1項で20億70万円の増。

19款繰入金、1項で1億2,624万7,000円の増。

21款諸収入、5項で45万4,000円の増。

22款町債、1項で4,570万円の減。

歳入合計で、22億3,890万円の追加です。

3ページにお進みください。

歳出です。

1款議会費、1項で42万8,000円の増。

2款総務費、1項から4項で21億7,582万5,000円の増。

3款民生費、1項と2項で702万7,000円の減。

4款衛生費、1項と3項で156万7,000円の増。

6款農林水産業費、1項と4項で8,052万4,000円の増。

7款商工費、1項で57万8,000円の減。

8款土木費、1項と2項及び4項で2,351万4,000円の増。

9款消防費、1項で1,651万円の増。

10款教育費、4ページにわたり、2項から6項で6,553万7,000円の増。

4ページをお開きください。

13款給与費、1項で1億1,740万円の減。

歳出合計で22億3,890万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ287億7,820万円とするものです。

5ページにお進みください。

第2表、繰越明許費で、1件を設定するものです。

9款消防費、1項消防費消防事務組合運営経費は、経費内で実施する西出張所の高圧受変電設備の更新工事について、年度内に完成しない見込みのため、金額を668万円として、設定するものです。

次に、第3表、債務負担行為補正で、4件を追加するものです。

まず、1件目、大家畜特別支援資金利子補給補助金は、経営の安定などを目的とした借換資金に対して、北海道と町が一定の割合で利子補給を行うもので、期間は令和6年度から令和30年度までの25年間、限度額を309万4,000円とするものです。

以下、公の施設に係る指定管理者に対する委託料3件につきましては、別の議案として提出させていただいておりますが、令和5年度で指定管理期間が満了する公の施設について、翌年度以降も引き続き指定管理を予定するに当たり、必要となる指定管理委託料の債務負担行為となります。

いずれの施設も期間は令和6年度から令和10年度までの5年間となり、別海町児童サービスセンターは限度額を4,933万7,000円、別海町酪農工場は限度額を3,627万7,000円、別海町農漁村加工体験施設は限度額を5,534万7,000円とするものです。

6ページをお開きください。

次に、第4表、地方債補正で、5件の変更と1件の廃止です。

初めに、変更についてですが、1件目、別海高等学校教育支援事業ですが、事業のうち、部活動等派遣費補助事業において、事業費精査により不足が見込まれることから60万円の増額となるものです。

以下、4件につきましては、事業費の確定見込みに伴う借入限度額の減額となります。

なお、変更する5事業の起債の方法、利率、償還の方法については、変更はありません。続いて、廃止についてですが、新規就農者等支援事業は、財源を起債からふるさと応援基金繰入金に組み替えることにより、廃止とするものです。

一番下段、合計になりますが、補正前の限度額14億7,735万5,000円から4,570万円を減額し、補正後の限度額を14億3,165万5,000円とするものです。

続いて、7ページから52ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は、全て省略させていただき、53ページの補正予算給与費明細書をお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1、特別職で、下段の比較の欄で説明いたします。

初めに、長等は、期末手当0.1月分、24万6,000円の増、寒冷地手当で5万9,000円の減、給与費の合計で18万7,000円の増、共済費で18万9,000円の増、合計で37万6,000円の増。

議員は、期末手当0.1月分、42万8,000円の増、合計で42万8,000円の増。

その他の特別職は、職員数が37人の減、報酬で77万円の減、合計で77万円の減とするものです。

比較の合計ですが、職員数が37人の減、報酬で77万円の減、期末手当で67万4,000円の増、寒冷地手当で5万9,000円の減、給与費の合計で15万5,000円の減、共済費で18万9,000円の増、全合計で、3万4,000円の増となるものです。

54ページをお開きください。

2の一般職(1)総括で、こちらも比較の欄で説明いたします。

職員数は、12人の減で、上段のカッコ内には、定年前再任用の短時間勤務職員とパートタイム会計年度任用職員を合計した人数を外数で記載しており、11人の増です。

給与費のうち、報酬は900万円の増、給料は3,700万円の減、職員手当は115万7,000円の減、給与費の合計では2,915万7,000円の減、共済費は8,759万3,000円の減、合計で1億1,675万円の減となるものです。

下の表、職員手当の内訳は、各種手当の増減内容となっております。

55ページのア 会計年度任用職員以外の職員、56ページのイ 会計年度任用職員、続く57ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細、58ページから60ページまでの(3)給料及び職員手当の状況につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第75号一般会計補正予算(第7号)の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) 次に、議案第76号令和5年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)の説明を求めます。

○老人保健施設事務長(渡辺久利君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長(渡辺久利君) はい。

議案第76号の内容について説明いたします。

別冊の令和5年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和5年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)。

令和5年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,790万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

最初に、歳入です。

3款国庫支出金、1項で240万円の減。

5款繰入金、1項で154万円の増。

6繰越金、1項で16万円の増。

歳入合計で70万円の減額です。

次に、歳出です。

1款介護サービス事業費、1項で450万2,000円の増。

3款給与費、1項で520万2,000円の減。

歳出合計で70万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,790万円とするものです。

3ページから10ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

11ページをお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1、(1)総括です。

下段の比較の欄で説明いたします。

職員数の増減はございません。

給与費のうち、給料は90万円の増。

職員手当は196万5,000円の増。

給与費合計286万5,000円の増となります。

次に、共済費は848万7,000円の減。

合計で562万2,000円の減となるものです。

2の表、職員手当の内訳は、各種手当の増減の内容となっております。

12ページ、会計年度任用職員以外の職員、13ページ、会計年度任用職員、14ページ(2)給料及び職員手当の増減額の明細、15ページから17ページの(3)給料及び職員手当の状況につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第76号の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) 次に、議案第77号令和5年度町立別海病院事業会計補正予算(第1号)の説明を求めます。

○病院事務課長(椋木直人君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 病院事務課長。

○病院事務課長(椋木直人君) はい。

議案第77号の内容説明をいたします。

別冊の町立別海病院事業会計補正予算書の1ページをお開き願います。

令和5年度町立別海病院事業会計補正予算(第1号)。

第1条、総則。

令和5年度町立別海病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

予算第2条の業務の予定量を次のとおり改める。

2項、年間患者数。

1号、入院、2,271人減で1万9,689人とする。

2号、外来、2,790人増で7万1,140人とする。

3項、1日平均患者数。

1号、入院、6人減で54人とする。

2号、外来、9人増で293人とする。

第3条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の1款病院事業収益、1項と2項合わせて2,754万円を増額し、合計で22億3,065万8,000円とする。

次に、支出の1款病院事業費用、1項と2項合わせて4,314万6,000円を減額し、合計で25億3,858万2,000円とする。

2ページをお開き願います。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第7条に掲げる経費を次のとおり改める。

1号、職員給与費、5,049万3,000円を減額し、11億9,250万5,000円とする。

第5条、たな卸資産の購入限度額。

予算第9条に掲げるたな卸資産の購入限度額3億4,243万円を3億4,432万5,000円に改める。

3ページから6ページの補正予算実施計画及び補正予算実施計画説明書の説明は省略させていただきます、7ページをお開き願います。

令和5年度 町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

右側下段の部分で説明いたします。

下から3行目、資本増減額の見込みで682万6,000円の増額となり、最下段、資金期末残高で1億1,059万1,000円となる予定です。

続きまして、8ページとなります。

補正予算給与費明細書です。

1. 総括。

下段の比較の合計欄で説明いたします。

職員数、一般職で2人の減。

括弧内は、任用短時間勤務職員及び1週間当たりの勤務時間が常勤職員より短い職員の人数を外数で示しており、2人の増です。

給料、2,150万円の減、報酬・賃金、250万円の減、手当、1,030万円の減、給与費計で3,430万円の減。

法定福利費、1,619万3,000円の減、合計で5,049万3,000円の減となります。

以下、手当の内訳から12ページまでの説明は省略させていただきます。

続きまして、13ページをお開き願います。

令和5年度 町立別海病院事業予定損益計算書です。

右下、下から3行目を御覧ください。

当年度純損失の見込み、2億1,928万3,000円となる見込みで、一番下の当年度未処理欠損金が、26億8,526万1,000円となる見込みです。

14ページの令和5年度 町立別海病院事業予定貸借対照表、15ページの注記表の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第77号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第78号令和5年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○上下水道課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（千葉 宏君） はい。

議案第78号の内容説明をいたします。

別冊の令和5年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、総則。

令和5年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1款水道事業収益、2項で68万6,000円を増額し、10億9,813万5,000円とするものです。

続いて、収益的支出です。

1款水道事業費用、1項と2項で390万9,000円を増額し、9億3,756万9,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億6,196万9,000円は、減債積立金2億841万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,126万4,000円、過年度分損益勘定留保資金2億229万5,000円で補てんするものとする。）

資本的支出です。

1款資本的支出、1項で150万4,000円を減額し、8億486万9,000円とするものです。

2ページをお開きください。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

1号、職員給与費、108万9,000円を減額し、6,919万5,000円とするものです。

3ページから6ページにかけての補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略いたします。

7ページをお開きください。

令和5年度 別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目を御覧ください。

資金増減額の見込みになります。

2,808万円の減額となり、最下段の資金期末残高は28億9,311万円となる予定です。

次に、8ページをお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1、総括。

上の表の下段、比較の合計欄で説明いたします。

職員数に変更はありません。

給与費、給料、87万3,000円の減、手当、112万円の増、給与費計で24万7,000円の増。

法定福利費、133万6,000円の減。

合計で108万9,000円の減となります。

以下、手当の内訳から10ページに至る各項目の説明については省略させていただきます。

11ページをお開きください。

令和5年度 別海町水道事業予定損益計算書です。

下から4行目を御覧ください。

当年度純利益の見込みです。

1億2,886万円となる予定です。

次の12ページの令和5年度 別海町水道事業予定貸借対照表と13ページの注記表の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第78号別海町水道事業会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 最後に、議案第79号令和5年度別海町下水道等事業会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○上下水道課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（千葉 宏君） はい。

議案第79号の内容説明をいたします。

別冊の令和5年度別海町下水道等事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度別海町下水道等事業会計補正予算（第2号）。

第1条、総則。

令和5年度別海町下水道等事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1款下水道事業収益、2項で19万2,000円を増額し、5億2,334万5,000円とするものです。

収益的支出です。

1 款下水道事業費用、1 項と 2 項で 7 0 7 万 6, 0 0 0 円を減額し、5 億 6, 2 8 3 万 9, 0 0 0 円とするものです。

2 ページをお開きください。

第 3 条、資本的収入及び支出。

予算第 4 条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1, 6 7 0 万 1, 0 0 0 円は、過年度分損益勘定留保資金 1, 2 3 2 万 1, 0 0 0 円及び当年度分損益勘定留保資金 4 3 8 万円で補てんするものとする。）

資本的収入です。

1 款資本的収入、1 項と 2 項で 4 9 0 万 5, 0 0 0 円を減額し、3 億 3, 4 0 0 万 8, 0 0 0 円とするものです。

資本的支出です。

1 款資本的支出、1 項で 3 9 9 万 4, 0 0 0 円を減額し、3 億 5, 0 6 4 万 2, 0 0 0 円とするものです。

第 4 条、企業債。

予算第 6 条に定めた記載の限度額を次のとおり改める。

変更です。

起債の目的、上段、農業集落排水事業。

これは農村整備事業補助金の変更決定を受け減額となるものです。

限度額 1, 2 0 0 万円から 4 1 0 万円を減額し、7 9 0 万円とするものです。

下段、漁業集落排水事業。

これは漁村整備事業の追加配当を受けて増額となるものです。

限度額 7, 6 0 0 万円から 1, 6 0 0 万円追加し、7, 7 6 0 万円とするものです。

起債の方法、利率、償還方法については、変更がありませんので、説明を省略いたします。

合計で、補正前限度額 9, 7 3 0 万円から 2 5 0 万円減額し、補正後の限度額を 9, 4 8 0 万円とするものです。

第 5 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

1 号、職員給与費、8 2 1 万 4, 0 0 0 を減額し、1, 5 6 2 万 5, 0 0 0 円とするものです。

5 ページから 8 ページの補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略いたします。

9 ページをお開きください。

令和 5 年度 別海町下水道等事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から 3 行目を御覧ください。

4, 8 5 0 万 3, 0 0 0 円の増額となり、最下段の資金期末残高は 5, 4 3 8 万 8, 0 0 0 円となる予定です。

次に、1 0 ページをお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1、総括。

上の表の下段、比較の合計欄で説明いたします。

職員数は、一般職2名が減員となります。

給与費、給料、374万9,000円の減、手当、210万円の減、給与費計で584万9,000円の減。

法定福利費、236万5,000円の減。

合計で821万4,000円の減となります。

以下、手当の内訳から12ページに至る各項目の説明は省略させていただきます。

13ページをお開きください。

令和5年度 別海町下水道等事業予定損益計算書です。

下から4行目を御覧ください。

当年度純損失の見込みです。

5,115万9,000円となる見込みであり、最下段の当年度未処理欠損金も5,115万9,000円となる見込みです。

次の14ページ、令和5年度 別海町下水道等事業予定貸借対照表と15ページから16ページの注記表の説明は省略いたします。

以上で、議案第79号下水道等事業会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、議案第75号から議案第79号までの令和5年度別海町各会計補正予算の5件について内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和5年度別海町各会計補正予算の5件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号から議案第79号までの5件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第12 議案第80号

○議長（西原 浩君） 日程第12 議案第80号別海町光ファイバ整備基金条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議案第80号別海町光ファイバ整備基金条例の制定について内容を説明いたします。

議案書では6ページから7ページ、議案資料では1ページから3ページとなります。

なお、議案本文の朗読は省略させていただき、議案資料にて説明いたしますので、議案資料の1ページをお開きください。

初めに、本条例の概要についてです。

資料に沿って説明いたします。

別海町光ファイバ整備基金条例の概要。

まず、1の条例の趣旨及び経緯についてです。

別海町内全域に高速の情報通信環境を整備し、地域間で情報格差の解消を図ることを目的に令和2年度から整備を進めてきた光ファイバ整備事業は、昨年7月に整備が完了し、同年7月から町内全域で光サービスの供用が開始されました。

光ファイバ整備事業により敷設整備した光ケーブルは全長1,166キロメートルにもおよび、今後は光ファイバ設備の更新や大規模修繕等の経費に充てるための財源の安定的な確保が必要となることから、基金の設置について、本条例を新たに制定するものです。

なお、財源については、NTT東日本と契約を締結している「光ファイバ芯線等の賃貸借に関する契約」いわゆるIRU契約に基づく貸付料を見込んでおります。

次に、2の条例の概要についてです。

(1) 第1条から第4条で、基金の設置及び管理に関することについて規定しています。

(2) 第5条で、基金の繰り替え運用に関することについて規定しています。

(3) 第6条で、基金の処分に関することについて規定しています。

3の施行日については、公布の日から施行することとしています。

次に、条例の各条文の内容について、説明します。

2ページにお進みください。

なお、読み上げについては、条例本文は省略し、四角囲み内の解説のみとさせていただきます。

第1条、設置です。

本条は、本町が整備した光ファイバ設備の更新、大規模修繕等の事業に要する経費の財源に充てるために設置する旨を定めています。

第2条、積立てです。

本条は、基金に積み立てる額について、一般会計歳入歳出予算に計上されるものである旨を定めています。

第3条、管理。

本条は、基金に属する現金の管理方法について、金融機関への預金をはじめとした管理方法のうち、最も確実かつ有効な方法により管理する必要があることを定めています。

第4条、運用収益の処理。

本条は、基金の運用により生じた収益について、一般会計歳入歳出予算に計上した上で、基金に編入し処理する旨を定めています。

3ページをお開きください。

第5条、繰替運用です。

本条は、財政上必要があると町長が認める場合には、確実な繰り戻し方法、期間及び利率を定めた上で、基金に属する現金と歳計現金との繰替え運用ができる旨を定めています。
第6条、処分です。

本条は、本町が整備した光ファイバ設備の更新、大規模修繕等の事業に要する経費に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる旨を定めております。

第7条、委任です。

本条は、基金管理に際し必要な手続等は、規則等に定めるとするものです。

最後に附則です。

「この条例は、公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第80号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第80号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ただいま議題となりました議案第80号別海町光ファイバ整備基金条例の制定の件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎日程第13 議案第81号

○議長（西原 浩君） 日程第13 議案第81号別海町子ども・子育て応援基金条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉部長（干場みゆき君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） 議案第81号別海町子ども・子育て応援基金条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は8ページから9ページまでとなります。

議案本文の朗読は省略をさせていただき、議案資料により説明いたします。

別冊の議案資料4ページをお開きください。

子ども・子育て応援基金条例に関わる概要となります。

本条例の概要です。

資料の1条例の趣旨及び経費についてです。

本町では、別海町を愛し、応援しようとする個人または団体から広く寄附金を募り、これを財源として寄附者の意向を反映した事業を推進し、多様な人々の参加による、個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的として、別海町ふるさと寄附条例を制定しています。

別海町ふるさと寄附条例では寄附金を財源として実施する事業が規定され、別海町ふるさと応援基金条例では寄附金を適正に管理運用することを規定しています。

本条例は、個人または団体から寄附された寄附金を子ども・子育ての支援及び教育の充実に資する事業の財源に充てるために、別海町子ども・子育て応援基金の設置について新たに制定するものです。

次に、2の条例の概要についてです。

(1) 第1条から第4条で基金の設置及び管理に関することについて規定しています。

(2) 第5条で基金の繰替運用に関することについて規定しています。

(3) 第6条で基金の処分に関することについて規定しています。

3の施行日については、公布の日から施行するとしています。

それでは、条例の各条文の内容について説明をいたします。

議案資料の5ページをお開きください。

条例本文の読み上げは省略し、四角囲み内の解説のみとさせていただきます。

別海町子ども・子育て応援基金条例です。

第1条、設置。

本条は、当該基金を子ども・子育ての支援及び教育の充実に資する事業に要する経費に充てるために設置する旨を定めています。

第2条、積立て。

本条は、基金に積み立てる額について定めています。

第1号に必要なに応じて予算の定めるところにより積み立てる額を、第2号に積み立ての指定のあった寄附金を定めています。

第3条、管理。

本条は基金に属する現金の管理方法について、金融機関への預金をはじめとした管理方法のうち、最も確実かつ有効な方法により管理する必要があることを定めています。

次のページにお進みください。

第4条、運用収益の処理。

本条は、基金の運用により生じた収益については、一般会計歳入歳出予算に計上したうえで、基金に編入し処理することを定めています。

第5条、繰替運用。

本条は、財政上必要があると町長が認める場合には、確実な繰戻し方法、期間及び利率を定めた上で、基金に属する現金と歳計現金との繰替え運用ができる旨を定めています。

第6条、処分。

本条第1項では、第1条に規定する子ども・子育ての支援及び教育の充実に資する事業に要する経費に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処理することができる旨を定めています。

第2項では、処分の方法について定めています。

7ページをお開きください。

第7条、委任。

本条は、基金の管理に関し必要な手続等は、規則等に定めるとするものです。

附則として、「この条例は公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第81号の内容説明とさせていただきます。

○議長(西原 浩君) 議案第81号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

ただいま議題となりました議案第81号別海町子ども・子育て応援基金条例の制定の件

は、福祉医療常任委員会に付託いたします。

◎日程第14 議案第82号から日程第19 議案第87号

○議長（西原 浩君） 日程第14 議案第82号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第15 議案第83号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第16 議案第84号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第17 議案第85号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第18 議案第86号第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第19 議案第87号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての6件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

○総務部次長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（寺尾真太郎君） はい。

議案第82号から議案第87号までの6件は関連がありますので、一括して内容説明をいたします。

初めに本年の給与改正に関する経過について申し上げます。

人事院は本年8月7日、国家公務員の給与改定について月例給で平均1.1%、手当で0.1か月分それぞれ引き上げ、加えて在宅勤務等手当を新設するなどを内容とする勧告を行いました。

これに基づき、11月17日の臨時国会で、国家公務員給与改定関係の改正法案が成立したところです。

次に、今回の人事院勧告について、若干御説明を申し上げます。

勧告のポイント一つ目は、民間と国家公務員を比較した結果、国家公務員給与が3,869円、率で0.96%下回っており、この格差を解消するため、月例給の引き上げ改正を行うものです。

ポイント二つ目は、ボーナスについてです。

民間の支給割合は4.49か月であり、国家公務員の4.4か月を0.09か月上回していることから、0.1か月分引き上げ、今年度は12月期の期末手当、勤勉手当で引き上げ、来年度からは、6月期、12月期の期末手当、勤勉手当に0.05か月分ずつ均等に配分をするものです。

ポイント三つ目は、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設するものです。

また、人事院勧告によるもののほか、地方自治法の一部を改正する法案が成立したことに伴い、来年度、令和6年4月1日から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となっております。

以上、今回の関係条例6件の改正につきましては、従来どおり、この人事院勧告の内容に沿い、そして、地方自治法の改正を受けて、所要の改正を行おうとするものです。

なお、別海町議会議員、特別職及び教育長においても、12月に支給する期末手当について、人事院勧告にあわせ支給率を0.1か月分となる100分の10を引き上げる改正を行おうとするものです。

それでは、議案内容の説明に入ります。

議案書では、議案第82号から議案第87号は、10ページから36ページにおいて、改正文により、お示ししておりますが、議案書による改正文の朗読の方は省略し、各条例の改正説明は、以降、全て議案資料により説明させていただきます。

議案資料の8ページをお開きください。

議案資料8ページ、議案第82号から第87号に係る条例改正概要です。

先ほど、今年的人事院勧告についてポイントを絞り説明しましたが、その内容を、今回の条例改正に照らし、まとめた資料となっております。

(1)から(3)の別海町議会議員、特別職及び教育長の報酬または給与等に関する条例改正は、12月に支給する期末手当の支給率を100分の10、つまり0.1か月引き上げるもので、この改正の適用年月日は令和5年12月1日から適用しようとするものです。

続いて(4)、町職員の給与条例の改正です。

①になりますが、町職員のいわゆるボーナスと呼ばれるものには、期末手当と勤勉手当の区分があり、令和5年12月の支給率は、期末勤勉それぞれを100分の5ずつ、計100分の10の引き上げ、②は、月例給の引き上げ勧告に基づき、給料表(一)から(四)を改正するもので、この①と②については、適用年月日を令和5年4月1日とし、4月に遡って実施したいとするものです。

続いて、③は、先ほど①で12月期のみらせて引き上げた支給割合分を、令和6年度からは、6月期と12月期に均等に割り振りしたいとするもの。

④は、国家公務員において新設された在宅勤務等手当の規定を町条例に置いて、新設したいとするもので、この③と④については令和6年4月1日から施行したいとするものです。

次に、(5)第2号会計年度任用職員の給与条例です。

第2号とは、フルタイムで任用する会計年度任用職員ですが、地方自治法の改正により、来年度から勤勉手当の支給が可能となるため、改正したいとするものです。

(6)は、第1号会計年度任用職員の報酬等の条例です。

第1号とは、パートタイムの会計年度任用職員で、①ですが、会計年度任用職員は令和5年度においては、勤勉手当の制度がありませんので、期末手当のみで100分の5引き上げ、令和5年4月1日から適用するもの。

②は、町職員同様、支給割合を6月期と12月期に均等に割り振り、③は、第2号会計年度任用職員同様、来年度から勤勉手当の支給を可能とする改正をしたいとするもので、②と③については令和6年4月1日から施行したいとするものです。

以上の概要を踏まえまして、以降、関係条例ごとに改正部分の説明をいたします。

9ページをお開きください。

議案第82号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表で、右が改正前、左が改正後です。

第6条第2項第2号です。

12月に支給する期末手当の支給率を100分の10引き上げ、現行の100分の305を100分の315に改正するものです。

次の附則第1項では、「この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。」とするものです。

また、附則第2項では、改正前の別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすとするものです。

10ページにお進みください。

議案第83号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

第4条第4項第2号です。

特別職の12月に支給する期末手当の支給率を100分の10引き上げ、現行100分の240を100分の250に改正するものです。

次の附則第1項では、議員の条例改正と同様、令和5年12月1日からの適用、そして、第2項も同様に、改正前の規定に基づいて支給された12月の給与は、改正後の規定による給与の内払とみなすとするものです。

11ページをお開きください。

議案第84号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

第3条第4項第2号です。

教育長の12月に支給する期末手当の支給率を100分の10引き上げ、現行100分の240を100分の250に改正するものです。

次の附則第1項は、議員や特別職の条例改正と同様で、令和5年12月1日からの適用、そして、第2項も同様に、改正前の規定に基づいて支給された12月の給与は、改正後の規定による給与の内払とみなすとするものです。

12ページにお進みください。

議案第85号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

本条例改正は、改正内容の適応または施行年月日に違いがあるため、2条立ての改正としております。

12ページ、表の左上、第1条改正は、令和5年4月1日から適用する改正をまとめております。

改正内容の説明に移ります。

第16条期末手当の第2項です。

改正前100分の120を改正後では、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125に改正しようとするものです。

また、同条第3項定年前提任短時間勤務職員に対する支給規定では、改正前100分の67.5を改正後では6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70に改正しようとするものです。

続いて第17条勤勉手当の第2項第1号です。

改正部分は13ページになりますので、13ページをお開きください。

1行目、改正前100分の100を改正後では6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105に改正しようとするものです。

また、同項第2も定年前提任短時間勤務職員に対する支給規定では、100分の

47.5を改正後では、6月に支給する場合においては100分の47.5、12月に支給する場合においては100分の50に改正しようとするものです。

次に、下段の別表第1給料表の改正です。

それぞれの給料表の給与月額についての説明は省略させていただきますが、給料表(一)一般職で初任給については、民間の初任給との間に差があることから、大卒初任給を1万1,000円、高卒の初任給を1万2,000円それぞれ引き上げ、これを踏まえて、今回は若年層に重点が置かれ、上の級に向かって改定率を低減させる形で、平均改定率1.1%引き上げる改正をしようとするものです。

なお、その他の給料表(二)から(四)についても、給料表(一)との均衡を基本に改正しようとするものです。

給料表は36ページまでとなっています。

それでは、37ページをお開きください。

37ページ、表の左上、第2条改正は令和6年4月1日から施行する改正をまとめておきます。

第2条、給料ですけれども、改正後において、新設される在宅勤務等手当を追加するものです。

続いて、第16条の期末手当については令和6年度から6月及び12月の支給割合を同一に変更するもので、第1号の改正前、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125を100分の122.5に改正しようとするものです。

また、同条第3項、定年前再任用短時間勤務職員に対する支給規定では、改正前6月に支給する場合においては100分の67.5、12月に支給する場合においては100分の70を改正後では100分の68.75に改正しようとするものです。

次の第17条の勤勉手当は、38ページにわたります。

38ページにお進みください。

勤勉手当についても、令和6年度から6月及び12月の支給割合を同一に変更するもので、第2項第1号の改正前、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105を100分の102.5に改正しようとするものです。

また、同項第2号、定年前再任用短時間勤務職員に対する支給規定では、改正前6月に支給する場合においては100分の47.5、12月に支給する場合においては100分の50を改正後では100分の48.7に改正しようとするものです。

次の第18条の2は、通勤手当が支給される職員に在宅勤務手当等が支給される場合には、規則で定める場合の通勤手当を減額する規定に改正したいとするものです。

39ページをお開きください。

第18条の4です。

在宅勤務等手当について新たに規定しています。

第1項では、住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを規則で定める期間以上の期間について、1か月当たり平均10日を超えて在宅勤務等を命ぜられた職員には在宅勤務等手当を支給する旨定めています。

第2項では月額3,000円とする旨規定し、第3項では在宅勤務等手当の支給に関し必

要な事項については、規則で定める旨規定しています。

なお、第18条の4に、在宅勤務等手当を追加したことに伴い、次の定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外の条が第18条の5へ改正になります。

次に、附則といたしまして、第1項では、施行期日を公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものです。

第2項では、本年12月に支給する期末手当、勤勉手当の支給月数の変更及び改正後の給料表の適用を令和5年4月1日に遡って適用するものです。

第3項では、改正前の別海町職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすとするものです。

第4項は、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとするものです。

なお、職員の給与条例改正のうち、特に期末、勤勉手当の支給割合の改正部分につきましては、定年前再任用短時間勤務職員を含めると、数字が煩雑ですので、40ページと41ページにおいて、改正項目、改正条項、改正内容、適用年月日ごとにまとめたものを付しております。

説明につきましては、これまでと重複いたしますので、省略させていただきます。

次に、42ページをお開きください。

議案第86号第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

第3条では、地方自治法の改正により、勤勉手当が支給可能となることから、追加するものです。

続いて、第16条の2では、新たに支給可能となる勤勉手当について、新たに定めており、給与条例に準ずる旨規定しています。

また、第2項では、勤勉手当の支給対象となる要件について、期末手当に準じる旨規定しています。

第20条では、地域おこし協力隊には勤勉手当を支給しない旨追加し、第21条では医師にも同じく勤勉手当を支給しない旨を追加するものです。

43ページをお開きください。

附則といたしまして、「この条例は令和6年4月1日から施行する。」とするものです。

続いて44ページになります。

議案第87号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

本条例改正においても、改正内容の適用または施行年月日に違いがあるため、2条立ての改正としております。

44ページの左の上、第1条改正は、令和5年4月1日から適用する改正となっております。

第7条第2号です。

期末手当の改正前100分の120を改正後では6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125に改正しようとするものです。

続いて、45ページをお開きください。

45ページ、表の左上、第2条改正は、令和6年4月1日から施行する改正をまとめて

おります。

1行目、題名の改正です。

会計年度任用職員に勤勉手当が支給可能となることから、題名に勤勉手当を加えます。

第2条第2項においても、支給可能な手当に勤勉手当を追加します。

続いて、第7条の期末手当については、令和6年度から6月、12月の支給割合を変更するもので、第2号の改正前、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を100分の122.5に改正しようとするものです。

そして、改正後、第7条の2は、46ページにわたりますが、新たに支給可能となる勤勉手当について定めるもので、正職員と同様の内容で計算したものを勤勉手当として支給することを規定しています。

なお、勤勉手当の支給対象となる第1号会計年度任用職員は、任期が6月以上のものに限りませんが、6月未満の任期の合計が1会計年度内で6月以上になった場合や、全会計年度から引き続いて第1号会計年度任用職員に任用された場合などは、支給対象となるよう規定するものです。

46ページの中段になります。

第2項では、その他勤勉手当の支給について、給与条例第17条に準ずる旨規定しています。

第14条では、外国語指導助手には、勤勉手当を支給しない旨を追加し、第15条では、この条例の適用を受ける医師にも同じく勤勉手当を支給しない旨を追加するものです。

第16条は、47ページにわたります。

47ページをお開きください。

勤勉手当について、休職期間中に支給されない手当に、勤勉手当を追加するものです。

附則といたしまして、第1項では、施行期日を公布の日から施行するものとし、改正条例第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものです。

第2項では、本年12月に支給する期末手当の支給月数の変更適用を令和5年4月1日に遡って適用するものです。

第3項では、改正前の第1号会計年度に職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当のうち払いとみなすとするものです。

以上で、議案第82号から議案第87号までの内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第82号から議案第87号の6件について、内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第20 議案第88号

○議長（西原 浩君） 日程第20 議案第88号別海町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総合政策課長（松本博史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本博史君） はい。

議案第88号別海町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

議案書の37ページをお開きください。

本条例改正はふるさと納税制度の趣旨に鑑みて、寄附者にあらかじめお示しする寄附金の使い道の項目に新たな項目を追加しようとするものです。

議案の内容説明をいたしますが、改正条文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により説明させていただきます。

議案資料の48ページをお開きください。

本条例改正案における新旧対照表で、右側の欄が改正前、左側欄が改正後、下線の部分が今回の改正箇所となります。

第2条中の第8号を第9号とし、第8号を千島海溝周辺海溝型地震ほか災害への対応、デジタル化の推進ほか自治基盤の強化に資する事業とするものです。

なお、附則として、「この条例は公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第88号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第88号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第21 議案第89号

○議長（西原 浩君） 日程第21 議案第89号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○税務課長（竹中利哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 税務課長。

○総合政策課長（竹中利哉君） はい。

議案第89号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明します。

議案書38ページをお開きください。

最初に、本条例の改正の要旨について説明します。

令和5年7月20日付で、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布され、出産する被保険者等にかかる国民健康保険料を減額する制度が創設されました。

これに伴いまして、国民健康保険税においても同様に減額する制度を創設するため、地

方税法施行令の一部改正が行われましたので、別海町国民健康保険税条例の所要の改正を行うものです。

新たに創設される制度の概要につきましては、国民健康保険加入世帯に、出産を予定している被保険者がいる場合、出産予定の被保険者にかかる基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額のいずれも所得割額、被保険者均等割額を減額するものです。

減額する額は、減額の対象となる税額の1/2に、当該年度における減額の対象となる月数をかけて算定します。

減額対象となる月数は、単胎妊娠の場合には4か月、多胎妊娠の場合には6か月です。

以上が制度の概要となります。

それでは、議案について説明いたします。

議案書は38ページから40ページまでです。

議案本文の朗読については省略し、議案資料で説明いたします。

議案資料の49ページをお開きください。

49ページから53ページまでが新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後の条文となりますが、本件の条例改正につきましては、条文の新設でありますので、すべて左側の欄の記載です。

議案資料54ページにお進みください。

改正内容は、改正条例制定説明資料により説明します。

改正内容を説明する表は、左から順に区分、改正項目、改正条項、改正内容 となっています。

区分1、改正項目、保険税の減額に規定する条例第21条第3項第1号から第6号までの新設です。

こちらは、法規定の新設に合わせて条文を新設するものです。

内容につきましては、条例21条第3項第1号は、減額する額を算定する産前産後期間の規定、基礎課税額の所得割額から減額する額の規定です。

産前産後期間は、単胎妊娠の場合には、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間、多胎妊娠の場合には、出産予定月の3月前から出産予定月の翌々月までの6か月間と規定するものです。

基礎課税額の所得割額から減額する額は、出産被保険者の所得割額の1/2に、当該年度における産前産後期間の月数をかけた額となります。

第21条第3項第2号は、出産被保険者の基礎課税額の被保険者均等割額から減額する額。

第21条第3項第3号は、出産被保険者の後期高齢者支援金等課税額の所得割額から減額する額。

第21条第3項第4号は、出産被保険者の後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額から減額する額。

55ページにお進みください。

第21条第3項第5号は、出産被保険者の介護納付金課税額の所得割額から減額する額。

第21条第3項第6号は、出産被保険者の介護納付金課税額の被保険者均等割額から減額する額をそれぞれ算定する規定です。

いずれも第21条第3項第1号の出産被保険者の基礎課税額の所得割額から減額する額と算定式は同じですので、説明は省略させていただきます。

続きまして、区分2、改正項目、出産被保険者に係る届出に規定する条例第22条の3第1項から第4項までの新設です。

こちらは、法規定の新設にあわせて条文を新設するものです。

内容につきましては、第22条の3第1項では、届出書に記載すべき項目を規定。

第22条の3第2項では、第1項の届出書に添付が必要な書類を規定。

第22条の3第3項では、出産前に届出ができる期間を規定。

第22条の3第4項では、第1項及び第2項の届け出内容を、町長が確認できる場合には届出書の提出を省略できることを規定しています。

議案資料52ページにお戻りください。

下段、附則です。

附則第1条は、施行期日です。

「この条例は、令和6年1月1日から施行する。」ものです。

附則第2条は、適用区分です。

条文は、53ページへお進みください。

「この条例による改正後の別海町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとする。」ものです。

以上で、議案第89号の内容について説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第89号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第22 議案第90号

○議長（西原 浩君） 日程第22 議案第90号別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（石戸谷友絵君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（石戸谷友絵君） はい。

議案第90号別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

議案資料41ページをお開き願います。

本条例は、平成21年度に設置された児童デイサービスセンターの事業内容について、地域の中核的な療育支援を担うセンターとして、子ども発達支援センター機能を追加するため関係する条文を改めようとするものです。

改正本文の朗読は省略させていただきます、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の56ページをお開き願います。

本改正案新旧対照表で、表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

第4条、事業の改正は、現在行っている児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る事業を第1号とし、第2号に、市町村子ども発達支援センターに係る事業を追加しようとするものです。

第6条、利用対象者の改正は、発達支援センターの利用対象者を第2号に、前2号に掲げる者の他、町長が特に必要と認める者を第3号に追加しようとするものです。

次のページとなります。

次に、第8条、利用料等の改正は、発達支援センターの利用料を追加しようとするものです。

第9条は、利用定員の規定を通所支援のみの定員とする改正です。

その他の改正は、法改正等に伴う文言整理となります。

なお、附則として、「本条例は、令和6年4月1日から施行する。」ものです。

以上で、議案第91号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第90号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第23 議案第91号

○議長（西原 浩君） 日程第23 議案第91号別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉部次長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（谷村将志君） はい。

議案第91号別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

議案書の43ページをお開きください。

初めに、本条例の改正に係る概要になりますが、国において、デジタル社会の形成に関する施策の実施に当たり、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正において公的認証法が改正されたことなどに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

改正本文の朗読は省略をさせていただき、議案資料で御説明いたします。

議案資料の58ページをお開きください。

本改正に係る新旧対照表で、右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

改正条項は第14条のみとなります。

これまでコンビニエンスストアなどに設置の多機能端末機を用いた印鑑登録証明書の交付については、個人番号カードを用い暗証番号を入力し交付していたものを、個人番号

カードの所持者に限り、新たに個人番号カードの機能を搭載した移動端末設備、以下、スマートフォンとありますが、このスマートフォンを利用した交付を可能とする改正が行われたことから、改正前の上から2行目、後段部分の「利用者証明書が記載された個人番号カード」を、改正後では「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備」に改め、これまで印鑑登録証明書の交付に際しては暗証番号の入力のみでの対応でしたが、新たに「顔認証」や「指紋認証」などの生体認証等による方法での交付についても可能とすることから、改正後の下から4段目、「暗証番号」の次に「の又はこれに代わる認証を行い、」を加えるものです。

次に、59ページをお開きください。

附則です。

スマートフォンを用いた証明書の交付サービス開始時期は12月下旬頃を予定していますが、現時点において開始日が定まっていないことから、附則として「この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則の定める日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第91号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第91号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第24 議案第92号

○議長（西原 浩君） 日程第24 議案第92号工事請負契約の締結について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第92号の内容説明をいたします。

議案の45ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、根室中部3号主要幹線改良舗装工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、2億2,187万円（内消費税及び地方消費税額2,017万円）。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町別海130番地の18、寺井建設株式会社、代表取締役、寺井範男。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、10月11日から10月31日までの休日を除く15日間、応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格有りとして認められました。

入札の執行は、11月28日、高玉建設工業株式会社、角川建設株式会社、島影建設株式会社、株式会社別海、寺井建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は2億300万円、最低入札価格は2億170万円で、最低入札者であります本案の寺井建設株式会社と現在仮契約中でありませ

す。
なお、工期は、本契約の翌日から翌年12月10日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の60ページをお開きください。

工事の場所は、図面の右側、国道243号線から中央の道道別海厚岸線を交差して、国道243号線に接続する計画路線中、赤色の太線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の太線で示す755メートルについて、車道幅員5.5メートルで改良舗装工事を行うものです。

資料61ページに、本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第92号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第92号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第25 議案第93号

○議長（西原 浩君） 日程第25 議案第93号工事請負契約の締結について（中西別上風連線改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第93号の内容説明をいたします。

議案の46ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、中西別上風連線改良舗装工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、1億9,910万円（内消費税及び地方消費税額1,810万円）。

4、契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町5番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役社長、高玉哲朗。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、10月11日から10月31日までの休日を除く15日間、応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格有りとして認められました。

入札の執行は、11月28日、高玉建設工業株式会社、角川建設株式会社、島影建設株式会社、株式会社別海、寺井建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は1億8,220万円、最低入札価格は1億8,100万円で、最低入札者であります本案の高玉建設工業株式会社と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から翌年の11月29日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の62ページをお開きください。

工事の場所は、中西別市街から矢白別演習場入口に向かう計画路線中、赤色の太線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の太線で示します468.63メートルについて、車道幅員5.5メートルで改良舗装工事を行うものです。

資料の63ページに本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第93号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第93号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第26 議案第94号

○議長（西原 浩君） 日程第26 議案第94号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町児童デイサービスセンター）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（石戸谷友絵君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（石戸谷友絵君） 議案第94号公の施設に係る指定管理者の指定について内容説明をします。

議案の47ページをお開きください。

別海町児童デイサービスセンターについては、平成21年度から指定管理者による管理運営を行ってきましたが、令和6年3月31日をもって現在の指定管理期間が満了することから、指定管理による管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年10月26日開催の指定管理者選定委員会の審議において、児童発達分野における専門知識や、障害児への療育指導経験が豊富であり、資格職員の確保や派遣実績など、専門的なノウハウを有することが重要であることから公募は行わず、道内各地で同事業を行っている社会福祉法人北海道社会福祉事業団を引き続き指定することが適当であるとの御意見をいただいているところです。

それでは、以下議案を朗読し、内容説明にかえさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町児童デイサービスセンター。

第2号、所在地、別海町別海常盤町280番地。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、札幌市中央区大通西5丁目11番地。

第2号、名称、社会福祉法人北海道社会福祉事業団。

第3号、代表者名、理事長、内海敏江。

第3項、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする
ものです。

以上で、議案第94号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第94号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第27 議案第95号

○議長（西原 浩君） 日程第27 議案第95号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町酪農工場）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○農政課長（皆川 学君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（皆川 学君） 議案第95号公の施設に係る指定管理者の指定について内容を説明いたします。

議案書の48ページをお開きください。

別海町酪農工場につきましては、平成18年度から指定管理者による管理運営を実施してきましたが、本年度をもちまして現在の指定管理期間が満了となることから、指定管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年10月26日開催の指定管理者選定委員会において、牛乳・乳製品の開発・製造・販売及び乳加工研修のノウハウを蓄積している株式会社べつかい乳業興社が行うことが適当であり、施設管理も適切に行われていることから公募によらず、株式会社べつかい乳業興社を引き続き指定管理者として指定することが適当であるとの意見をいただいているところです。

それでは、以下議案を朗読し、内容説明にかえさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町酪農工場。

第2号、所在地、別海町別海132番地2。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町別海132番地2。

第2号、名称、株式会社べつかい乳業興社。

第3号、代表者名、代表取締役社長、浦山吉人。

第3項、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする

ものです。

以上で、議案第95号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第95号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第28 議案第96号

○議長（西原 浩君） 日程第28 議案第96号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町農漁村加工施設）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○農政課長（皆川 学君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（皆川 学君） 議案第96号公の施設に係る指定管理者の指定について、内容を説明いたします。

議案書の49ページをお開きください。

別海町農漁村加工体験施設については、平成18年度から指定管理者による管理運営を実施してきましたが、本年度をもって現在の指定管理期間が満了となることから、指定管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらるるものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年10月26日開催の指定管理者選定委員会において、加工研修等を実施するに当たり、食品加工技術のノウハウを蓄積している株式会社べつかい乳業興社が行うことが適当であり、施設管理も適切に行われていることから公募によらず、株式会社べつかい乳業興社を引き続き指定管理者として指定することが適当であるとの意見をいただいているところでございます。

それでは、以下議案を朗読し、内容説明にかえさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町農漁村加工体験施設。

第2号、所在地、別海町別海132番地2。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町別海132番地2。

第2号、名称、株式会社べつかい乳業興社。

第3号、代表者名、代表取締役社長、浦山吉人。

第3項、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものです。

以上で、議案第96号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第96号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第29 議案第97号

○議長（西原 浩君） 日程第29 議案第97号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町資源循環センター）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○農政課長（皆川 学君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（皆川 学君） はい。

議案第97号公の施設に係る指定管理者の指定について内容説明をいたします。

議案書の25ページをお開きください。

別海町資源循環センターにつきましては、平成24年度から指定管理者による管理・運営を実施してきましたが、本年度をもって現在の指定管理期間が満了となることから、指定管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年10月26日開催の指定管理者選定委員会において、施設の運営には、バイオガス発酵技術、機器類の運転知識及び産業廃棄物処理業の許可が必要なことから、公募によらず、別海バイオ株式会社を引き続き指定管理者として指定することが適当であること、また、指定管理期間は3年間で適当であるとの御意見をいただいております。

それでは、以下、議案を朗読し、内容説明に換えさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

第1号、名称、別海町資源循環センター。

第2号、所在地、別海町中西別108番地2。

第2項、指定管理者。

第1号、住所、別海町中西別108番地2。

第2号、名称、別海バイオ株式会社。

第3号、代表者名、代表取締役、林武雄。

第3項、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものです。

以上で、議案第97号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第97号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第30 同意第34号

○議長（西原 浩君） 日程第30 同意第34号別海町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 同意第34号の提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員につきましては、現在4人の方を任命しているところでございます。令和5年12月19日をもちまして、大塚保男さんが任期満了となります。

つきましては、新たに河原宣孝さんを教育委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

河原さんは、別海町別海鶴舞町68番地にお住まいで、昭和37年12月23日生まれ満60歳の方でございます。

任期につきましては、令和5年12月20日から令和9年12月19日までの4年間となります。

主な経歴について申し上げます。

河原さんは、昭和58年3月に当時の埼玉県尚美音楽短期大学を卒業後、代替教諭等を経て、根室市立歯舞中学校を皮切りに、昭和59年4月から教員生活をスタートされました。

平成17年4月には別海中学校の教頭となり、以降、羅臼町立春松小学校、根室市立成央小学校で教頭を務められ、平成24年4月からは、西春別小学校、羅臼町立羅臼小学校、中標津町立中標津小学校、そして別海中央小学校で校長を務められました。

令和5年3月に定年退職をされております。

定年後は、音楽や音響等に係る事業を立ち上げる一方、コミュニティースクールコーディネーターや、別海町教育委員会ふれあいルームの指導員等を努められております。

地域からの人望も厚く、人格識見ともに大変立派な方で、将来を担う子供たちのために、よりよい教育行政を展開していただける方であると考えております。

御審議の上、ぜひ御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 同意第34号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第31 報告第15号から日程第34 報告第18号まで

○議長（西原 浩君） 日程第31 報告第15号専決処分の報告について、町道泉川第1地区零号線改良舗装工事、日程第32 報告第16号専決処分の報告について、役場庁舎北東面外壁改修工事、日程第33 報告第17号専決処分の報告について、町道別海商工団地中央通線改良舗装工事、日程第34 報告第18号専決処分の報告について、中西別上風連線改良舗装工事の4件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

なお、本件は、報告のみであります。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

報告第15号から第18号までの4件につきましては、一括して説明させていただきます。

議案の52ページをお開きください。

報告第15号から第18号の専決処分の報告につきましては、いずれも地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

各報告につきましては、順次、専決処分書を朗読し、説明させていただきます。

最初に、報告第15号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月8日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和5年6月22日議案第60号により議決を経て締結した、町道泉川第1地区零号線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「5,786万円（内消費税及び地方消費税額526万円）」を「5,806万9,000円（内消費税及び地方消費税額527万9,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、構造物撤去工、産業廃棄物処理工、準備費において、当初、概数としていた数量が確定したことにより、20万9,000円の増額となったものです。

次に、報告第16号。

議案53ページにお進みください。

報告第16号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月17日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和5年6月22日議案第61号により議決を経て締結した、役場庁舎北東面外壁改修工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「8,833万円（内消費税及び地方消費税額803万円）」を「9,156万4,000円（内消費税及び地方消費税額832万4,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、外壁塗装において、透明な塗装による仕上げとしていたところ、一部の壁面で、下地面の汚れが浮き立つことから、着色塗装を追加したこと。また、当初、概数としていた外壁補修の数量や現場発生材の積込、運搬、処分数量が確定したことにより、323万4,000円の増額となったものです。

次に、報告第17号。

議案54ページをお開きください。

報告第17号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月20日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和5年8月1日議案第67号により議決を経て締結した、町道別海商工団地中央通線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「5,244万2,000円（内消費税及び地方消費税額473万2,000円）」を「5,244万8,000円（内消費税及び地方消費税額476万8,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、変更の内容につきましては、排水構造物工、構造物撤去工、縁石工、防護柵工において、当初、概数としていた数量が確定したことにより、39万6,000円の増額となったものです。

次に、報告第18号。

議案55ページにお進みください。

報告第18号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年12月1日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和4年12月16日議案第88号により議決を経て締結した中西別上風連線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「2億6,895円（内消費税及び地方消費税額2,445万円）」を「2億7,194万2,000円（内消費税及び地方消費税額2,472万2,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、排水構造物工、構造物撤去工、縁石工、共通仮設費において、当初、概数としていた数量が確定したことにより、299万2,000円の増額となったものです。

以上で、報告第15号から第18号までの内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は午前10時から本会議を開き、一般質問を行いますので、御参集願います。

皆様、大変御苦労さまでした。

散会 午後 1時48分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員